

## 中小企業信用保険法第2条第5項第1号認定のご案内

区では、取引先が倒産して売掛金の回収が困難となったため、経営の安定に支障が生じた中小企業者の方のために、中小企業信用保険法第2条第5項第1号に基づく特定中小企業者の認定を実施しています。

この認定を受けると東京信用保証協会の保証を一般の信用保証とは別枠で受けることができるようになります。

### 《 認定の対象となる方 》

1. 区内の中小企業者であること
  - ・申請者が法人のとき ..... 区内に本店登記している方
  - ・申請者が個人の時 ..... 区内に事業所がある方
2. 取引先が倒産したこと  
取引先が経済産業大臣の指定を経たものに限りです
3. 次のいずれかに該当すること
  - ・倒産した取引先に対し50万以上売掛金があること
  - ・倒産した取引先に対する取引依存度が20%以上であること
4. 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

### 《 申請に必要な書類 》

1. 認定申請書・認定書 各1部
2. 売掛金がわかる書類（写）（手形・売掛金元帳・再生債権届出書など） 1部
3. 確定申告書の写し（税務署の受付印及び事業所所在地が明記されたもの） 1部
4. 申請者が法人のとき 商業登記簿謄本（発行後3ヶ月以内） 1部  
申請者が個人の時 ..... 確定申告を千代田区で行っていない場合のみ、特別区  
..... 民税・都民税（事務所・事業所分）納税証明書 1部

**\* 認定書の有効期限は、認定書が発行されてから30日以内です。**

（留意事項）

1. 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
2. 認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込を行うことが必要です。

### 《 受付・問い合わせ先 》

○ 千代田区役所 商工観光課 経営相談・融資担当

TEL 5211-4344

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

千代田区長 殿

申請者住所  
名 称  
代表者氏名  
連絡先 氏名・電話  
( )

私は、\_\_\_\_\_が、 年 月 日\_\_\_\_\_の申立てを行なったことにより、下記のとおり同事業者に対する売掛金の回収が困難となったことにより、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第1号に規定する特定中小企業者として認定されるよう申請いたします。

記

1. \_\_\_\_\_ に対する売掛金 \_\_\_\_\_ 円  
うち回収困難な額 \_\_\_\_\_ 円

2. \_\_\_\_\_ に対する取引依存度 \_\_\_\_\_ % (A / B)

A. 年 月 日 から 年 月 日までの  
\_\_\_\_\_ に対する取引額等 \_\_\_\_\_ 円

B. 上記期間中の全取引額等 \_\_\_\_\_ 円

令和 年 月 日

認定番号第 \_\_\_\_\_ 号

上記のとおり申請がありましたので、認定してよろしいか伺います。

本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

商工観光課長	商工融資係長	商工融資係員

# 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定書

令和 年 月 日

千代田区長 殿

申請者住所  
名 称  
代表者氏名

私は、\_\_\_\_\_が、 年 月 日 \_\_\_\_\_の申立てを行なったことにより、下記のとおり同事業者に対する売掛金の回収が困難となったことにより、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第1号に規定する特定中小企業者として認定されるよう申請いたします。

## 記

1. \_\_\_\_\_ に対する売掛金 \_\_\_\_\_ 円  
うち回収困難な額 \_\_\_\_\_ 円

2. \_\_\_\_\_ に対する取引依存度 \_\_\_\_\_ % (A/B)

A. 年 月 日 から 年 月 日 までの

\_\_\_\_\_ に対する取引額等 \_\_\_\_\_ 円

B. 上記期間中の全取引額等 \_\_\_\_\_ 円

令和 年 月 日

認定番号 第 \_\_\_\_\_ 号

上記の者は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に該当する中小企業者であることを認定する。

本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

千代田区長